

茨城県霞ヶ浦環境科学センターにおける研究上の不正行為の防止等に関する規程

平成28年2月19日制定

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、茨城県霞ヶ浦環境科学センター（以下、「センター」という。）における研究上の不正行為の防止のための取組及び特定不正行為に対する必要な措置を定めることにより、研究者及びセンターの研究倫理の保持及び向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は次のとおりとする。

- 1 「研究上の不正行為」とは、ねつ造、改ざん及び盗用の他、二重投稿や不適切なオーサーシップを含めた、研究者倫理に反する不適切な行為をいう。
- 2 「特定不正行為」とは、研究上の不正行為のうち、発表された研究成果の中に示されたデータ、研究結果等のねつ造、改ざん及び盗用をいう。ただし、研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠った場合を除き、故意でないことが根拠をもって明らかにされたものは含まない。
- 3 「ねつ造」とは、存在しないデータ、研究結果等を作成することをいう。
- 4 「改ざん」とは、研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果を真正でないものに加工することをいう。
- 5 「盗用」とは、他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解若しくは適切な表示なく流用することをいう。
- 6 「研究員」とは、湖沼環境研究室及び大気化学物質研究室の職員、任期付研究員及び流動研究員をいう。
- 7 「職員等」とは、研究員及び研究員以外の者であってセンターの業務に従事する者をいう。
- 8 「告発」とは、センターに係る特定不正行為の存在又はその疑い（以下、「告発対象事案」という。）をセンターに告発することをいう。
- 9 告発者とは、告発を行った者をいう。
- 10 告発者等とは、告発を行った者及び告発に関して相談を行った者をいう。
- 11 悪意とは、被告発者（告発において告発対象事案に関わっていたとされる者をいう。）を陥れるため、あるいは被告発者が行う研究を妨害するためなど、専ら被告発者に何らかの損害を与えることや被告発者が所属する機関・組織等に不利益を与えることを目的とする意思をいう。

(センターの責務)

第3条 センターは、研究上の不正行為は、科学に対する背信行為であり、科学研究に対する社会からの信頼と負託を損なうものであることに鑑み、研究員自身や学会等の自律的な取組を基本としつつ、組織として研究上の不正行為に適切に対応する仕組みを整備し、実効ある取組を推進するものとする。

(センターの体制)

第4条 センターにおける研究倫理教育（研究者等に求められる倫理規範を修得等させるための教育）を含む研究上の不正行為の防止等の責任者として、研究者倫理統括者を置く。

2 研究者倫理統括者は、副センター長（技術吏員）をもって充てる。

3 研究者倫理統括者のもとで、研究倫理教育を含む研究上の不正行為の防止を行う責任者として、研究者倫理責任者を置く。

4 研究者倫理責任者は、研究調整監をもって充てる。

第2章 研究上の不正行為の防止

(研修の実施)

第5条 センターは、所全体の研究倫理の保持・向上を図り、研究上の不正行為が行われないよう、研究員に対し必要な研修を毎年1回、年度当初に行う。

2 研修を受講していない研究員が生じた場合は、適宜、研修を開催し、未受講者の解消に努めるものとする。

(研究上の不正行為の防止)

第6条 研究者倫理責任者は、研究員の基本的責任、研究活動に対する姿勢などの研究者の行動規範、さらに研究活動に関して守るべき作法についての知識や技術を修得・習熟させるなどの研究倫理教育を実施し、研究上の不正行為の防止を図る。

2 研究者倫理責任者は、第7条に定める行動規準の遵守・徹底のための措置状況及び第8条に定める研究データ等の保存・開示義務の遵守状況を確認し、毎年1回、年度末に研究者倫理統括者へ報告を行う。

(研究員の行動規準)

第7条 センターの研究員は、センターに働くことを誇りとしてその責任を自覚し、研究上の不正行為は、センターへの信頼をも根本から揺るがすものであることを認識して、次に掲げる事項に留意する。

① 研究成果について、その科学的根拠が明確に説明できること

② 研究成果の発表にあたっては、その科学的根拠について説明責任があることを自覚し、共著者など関係者による科学的合理性の確認を徹底すること

③ 共同研究における個々の研究者等の役割分担・責任を明確にすること

④ 複数の研究者による研究活動の全容を把握する立場にある代表研究者は、研究成果を適切に確認すること

2 研究室長、主任研究員等の指導的立場にある者は、健全な研究活動を維持し、研究上の不正行為が起こらない研究環境を保持するため、研究室等において次に掲げる事項に留意する。

① 実験・観察ノート、実験手続きなどを適宜確認すること

② 実験・観察ノートなどの研究データ等は、研究成果の裏付けとなる重要なものであるとの認識を徹底させ、その適正な管理を図ること

③ 若手研究者等が自立した研究活動を遂行できるよう適切な支援・助言等を行うこと

(研究データ等の保存・開示義務)

第8条 研究員は、別に定めるところにより、研究データ等を適切に保存するとともに、必要な場合に開示しなければならない。

第3章 特定不正行為に対する措置

(相談・告発)

第9条 センターに特定不正行為に関する相談・告発の窓口を設置し、研究者倫理統括者が指名する相談・告発担当者を置く。なお、当該相談・告発の窓口業務は、センター外の第三者に業務委託することができる。

- 2 相談・告発窓口においては、告発を受けるほか、特定不正行為に関する相談に応じる。
- 3 前項の告発は、原則として告発者の氏名（所属を含む。）、告発対象事案の内容、その他必要事項を記載した告発シート（別紙様式第1）を、電子メールに添付して送信、封書により郵送、ファクシミリにより送信、面談時に提出、センターの所定の投函箱へ直接投函する、又は告発シートの記載事項を電話で伝えることにより行う。
- 4 相談・告発窓口において相談・告発を受けた場合には、直ちに研究者倫理統括者に報告しなければならない。
- 5 被告発者が他の機関に所属している等、センターの他に調査機関となることが考えられる機関がある場合は、別に定めるところにより、当該機関に告発の回付又は通知等を行う。

(告発の受理等)

第10条 研究者倫理統括者は、前条第3項の規定により告発があった場合には、特定不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的な合理性のある理由が示されている場合のみ、当該告発を受理することとし、当該告発者に対して、受理したことを通知する。

- 2 告発は、原則として顕名によるもののみ受理するものとする。ただし、匿名によるものであっても、告発の内容に応じ、顕名の場合に準じた取扱いをすることができる。
- 3 前条第2項の規定により相談があった場合、その内容を確認し、相談対象事案の内容と不正の存在又はその疑いについて科学的な合理性のある理由が示されている場合には、相談者に対して告発の意思があるか否かを確認するものとする。
- 4 前項において告発の意思が確認されない場合にも、告発を受理した場合に準じた取扱いをすることができる。
- 5 研究者倫理統括者は、特定不正行為が行われようとしている、又は特定不正行為が求められているという相談・告発があった場合は、その内容を確認・精査し、相当の理由があると認めるときは、被告発者に警告を行うものとする。ただし、被告発者が研究員でない場合は、被告発者の所属する研究機関に事案を回付することができる。研究員でない被告発者に警告を行った場合は、被告発者の所属する研究機関に警告の内容等について通知する。
- 6 他の機関から告発が回付又は通知された場合は、別に定めるところにより、告発の受理等を行う。

(予備調査)

第11条 研究者倫理統括者は、前条第2項の規定により告発を受理したときは、特定不

正行為に関して本調査が必要かどうかを検討するため、告発された行為が行われた可能性、告発に示された科学的な合理性のある理由の論理性、告発内容の合理性、調査可能性等について、予備調査を行う。

- 2 予備調査においても、必要に応じて、次条に準じて調査委員会を設置・招集することができる。
- 3 研究者倫理統括者は、予備調査を行うときは、役職員等に対しそれらが保有する資料の保全等を命ずることができる。
- 4 研究者倫理統括者は、予備調査を行うことを被告発者に通知する。
- 5 研究者倫理統括者は、告発を受理したときは、受理した日から原則として 30 日以内に予備調査を終了し、その結果を告発者及び被告発者に開示するとともに、センター長に報告する。

(調査委員会の設置等)

第 12 条 センター長は、本調査が必要であるとの前条第 5 項の規定による予備調査結果の報告を受けたときは、次の各号を調査・審議するための調査委員会を設置する。

- ① 特定不正行為があったかどうかの認定
 - ② 特定不正行為と認定された場合はその内容、特定不正行為に関与した者とその関与の度合い、特定不正行為と認定された研究活動に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究活動における役割の認定
 - ③ 特定不正行為が行われなかったと認定される場合であって、調査を通じて告発が悪意に基づくものであると疑われた場合には、悪意に基づくものであるかどうかの認定
- 2 センター長は、調査委員会の委員長、委員を役職員及び外部有識者から任命又は委嘱する。この場合、センター長は、研究者倫理統括者を委員長又は委員として任命するとともに、委員の半数以上が外部有識者で構成され、また、全ての委員が告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者で構成されるようにしなければならない。
 - 3 調査委員会は、委員長が招集する。
 - 4 調査委員会の庶務は、研究調整監が行う。

(本調査の通知等)

第 13 条 センター長は、前条第 1 項の規定により調査委員会を設置したときは、告発者及び被告発者（被告発者が他機関に所属している場合は、当該機関を含む）に対し、調査の開始並びに委員長及び委員の氏名及び所属を通知する。

- 2 告発者及び被告発者は、前項の規定により通知を受けた委員長又は委員の任命又は委嘱に不服があるときは、前項の規定による通知を受けた日から 7 日以内に異議申立書（別紙様式第 2）をセンター長に提出することができる。
- 3 センター長は、前項の規定による提出を受けたときは、内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該申立てに係る委員長又は委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。
- 4 センター長は、調査を行うことが決まった後、調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、告発対象事案に係る研究費の支出停止を命じることができる。

(本調査の実施)

第 14 条 調査委員会委員長は、前条第 2 項に規定する期間を経過したときは、速やかに

調査委員会を招集し、調査を開始しなければならない。なお、調査の開始はセンター長が、本調査が必要であるとの第 11 条第 5 項の規定による予備調査結果の報告を受けた日から原則として 30 日以内とする。

- 2 調査委員会は、調査にあたって、被告発者の弁明を聴取する。
- 3 調査委員会は、告発が悪意に基づくものであるとの認定を行う場合には、あらかじめ被告発者の弁明を聴取する。
- 4 告発された行為が行われた可能性を調査するために、調査委員会が再現実験などにより再現性を示すことを被告発者に求める場合、又は被告発者自らの意思によりそれを申し出て調査委員会がその必要性を認める場合は、それに要する期間及び機会（機器、経費等を含む。）に関し調査機関により合理的に必要と判断される範囲内において、これを行う。その際、調査委員会の指導、監督のもと行う。
- 5 調査委員会は、調査を開始した日から原則として 150 日以内に調査結果報告書を作成し、センター長に提出する。センター長は、告発者並びに被告発者及び被告発者以外で不正行為に関わったと認定された者（以下、「被告発者等」という。）（被告発者等が他機関に所属する場合は、当該機関を含む）に調査結果を通知する。なお、当該調査結果において悪意に基づく告発であると認定され、告発者が他機関に所属する場合は、告発者の所属する機関にも調査結果を通知する。

（再調査）

- 第 15 条 前条第 5 項の規定により通知された調査結果において、不正行為に関わったと認定された被告発者等は、前条第 5 項の規定により通知された調査結果に対して不服がある場合、及び前条第 5 項の規定により通知された調査結果において悪意に基づく告発であると認定された告発者は、前条第 5 項の規定により通知された調査結果に対して不服がある場合、同項の規定による通知の日から 10 日以内に不服申立書（別紙様式第 3）をセンター長に提出することができる。ただし、同一理由による不服申立書の提出を繰り返すことはできない。
- 2 センター長は、前項の規定により被告発者等から不服申立書の提出があった場合には、調査委員会に不服申立書を回付するとともに、告発者に不服申立ての提出があった旨を通知する。
 - 3 センター長は、第 1 項の規定による被告発者等からの不服申立ての趣旨が新たに専門性を要する場合には、委員の交代若しくは追加、又は調査委員会に代えて他の者に審査をさせる。
 - 4 調査委員会（前項の規定に基づき調査委員会に代わる者を含む。以下、第 17 条及び第 18 条第 1 項において同じ。）は、第 2 項により回付された不服申立書を審査し、当該事案の再調査を行うか否かを決定し、センター長に報告する。
 - 5 センター長は、前項の規定により報告された当該決定を告発者及び被告発者等に通知する。
 - 6 第 4 項の規定による再調査を行う場合には、当該調査を行った上で再調査を開始した日から原則として 50 日以内に、調査結果報告書を作成し、センター長に提出する。
 - 7 センター長は、前項の規定による再調査の結果を告発者及び被告発者等に通知する。
 - 8 センター長は、第 1 項の規定により告発者から不服申立書の提出があった場合には、

調査委員会に不服申立書を回付するとともに、被告発者等にその旨を通知し、告発者が他機関に所属する場合は当該機関にもその旨を通知する。

- 9 センター長は、第1項の規定による告発者からの不服申立ての趣旨が新たに専門性を要する判断が必要となるものである場合には、委員の交代若しくは追加、又は調査委員会に代えて他の者に審査をさせる。
- 10 調査委員会（前項の規定に基づき調査委員会に代わる者を含む。以下、第18条第3項において同じ。）は、第8項により回付された不服申立書を審査し、当該事案の再調査を行うか否かを決定し、センター長に報告する。
- 11 センター長は、前項の規定により報告された当該決定を告発者及び被告発者等に通知するとともに、告発者が他機関に所属する場合は当該機関にも通知する。
- 12 第10項の規定による再調査を行う場合には、当該調査を行った上で再調査を開始した日から原則30日以内に、調査結果報告書を作成し、センター長に提出する。
- 13 センター長は、前項の規定による再調査の結果を告発者及び被告発者等に通知するとともに、告発者が他機関に所属する場合には当該機関にも通知する。

（通知等）

第16条 センター長は、告発対象事案に係る研究について、第13条第1項の規定による調査の開始、第14条第5項の規定による調査結果、前条第1項の規定による不服申立書、前条第4項及び前条第10項の規定による再調査の実施に関する決定、前条第6項及び前条第12項の規定による調査結果報告書を、研究資金の配分、措置を行った機関（当該機関が独立行政法人の場合には、当該独立行政法人を所管する府省も含む）に対して、当該機関の定めるところにより通知又は報告する。

2 センター長は、任命権者に対し、前項に準じて報告する。

（特定不正行為が認定された場合の措置）

第17条 センター長は、第14条第5項の規定により調査委員会から特定不正行為があったとの報告を受け、次の各号のいずれかに該当するときは、その調査結果のうち、別に定める内容を公表するとともに、特定不正行為に関与した者及び関与したとまでは認定されないが、特定不正行為が認定された論文等の内容について責任を負う者として認定された著者へ、研究成果の修正・取下げの勧告、当該研究費の支出中止等の措置を講ずる。

- ① 第15条第1項の規定による不服申立てが無い場合
- ② 第15条第4項の規定により調査委員会から再調査を行わないとの報告を受けた場合
- ③ 第15条第6項の規定により調査委員会から特定不正行為があったとの報告を受けた場合

（特定不正行為が認定されなかった場合の措置）

第18条 センター長は、第14条第5項及び第15条第6項の規定により調査委員会から特定不正行為があったとは認められないとの報告を受けたときは、すべての調査関係者にその旨を通知する。その際には、原則として公表しない。ただし、調査事案が外部に漏えいしている場合及び論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、調査結果のうち別に定める内容を公表する。

2 センター長は、被告発者に対し、特定不正行為がなかったものとして、不利益な行為が行われないような措置を講ずる。

3 センター長は、第 14 条第 5 項の規定により調査委員会から告発が悪意に基づくものであったとの報告を受け、次の各号のいずれかに該当するときは、原則として調査結果のうち、別に定める内容を公表するとともに、当該告発者が職員等である場合には、任命権者に対し、報告する。

① 第 15 条第 1 項の規定による不服申立てが無い場合

② 第 15 条第 10 項の規定により調査委員会から再調査を行わないとの報告を受けた場合

③ 第 15 条第 12 項の規定により調査委員会から告発が悪意に基づくものであったとの報告を受けた場合

(告発者等、調査協力者の保護)

第 19 条 職員等は、前条第 3 項に基づく措置を講ずる場合を除き、告発者等又は調査協力者がこの規程に基づき告発又は調査への協力を行ったことを理由として不利益な行為を行ってはならない。

2 センター長は、告発者等又は調査協力者がこの規程に基づき告発又は調査への協力を行ったことを理由として当該告発者等又は調査協力者の職場環境が悪化することのないよう、適切な措置を講じるものとする。

(被告発者に不利益をもたらす行為の禁止)

第 20 条 職員等は、第 17 条に基づき講ずる措置を除き、被告発者が告発されたことを理由として不利益をもたらす行為を行ってはならない。

(調査への協力)

第 21 条 職員等は、この規程に基づく調査等に協力しなければならない。

(秘密の保持)

第 22 条 職員等は、この規程に規定する調査等に関して知ることができた秘密を漏らしてはならない。

2 この規程に規定する特定不正行為の調査等に関わる者は、調査等において告発者が特定されないよう配慮するとともに、調査等に係る通知にあたっては、被告発者や調査協力者の信用、名誉、プライバシー等に配慮しなければならない。

(不正目的の告発の禁止)

第 23 条 職員等は、虚偽の告発や、他人を誹謗中傷する告発その他不正な目的での告発を行ってはならない。

(調査等の事務に携わる者の制限)

第 24 条 特定不正行為の事案の事務に携わる者は、自らが関係すると考えられる事案の処理に関与してはならない。

(学会等・報道による指摘等)

第 25 条 学会等若しくは報道により特定不正行為の疑いが指摘された場合又は特定不正行為の疑いがインターネット上に掲載されていること（特定不正行為を行ったとする研究者・グループ、特定不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的な合理性のある理由が示されている場合に限る。）を相談・告発窓口が確認した場合

にあつては、告発があつた場合に準じて取り扱うことができる。

(雑則)

第 26 条 この規程に定めるもののほか、実施に必要な事項は、センター長が定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

別紙様式第 1

告発シート

(注意事項)

- 1 本告発シートは電子メールに添付して送信，封書により郵送，FAXにより送信，面談時に提出又はセンターの所定の投函箱（総務課前に設置）へ直接投函等を行って下さい。電話で告発する場合は，本告発シートの記載事項について，口頭で伝えてください。
- 2 告発は，原則として顕名によるものであり，かつ合理性のある理由が示されているもののみ受理します。
- 3 調査の結果，悪意に基づく告発であったことが判明した場合は，氏名の公表等があり得ます。

- 1 告発日 平成 年 月 日
- 2 告発者氏名
- 3 告発者所属
- 4 告発者への連絡方法 希望する欄に印を付けてください（複数可）。

電話：

メールアドレス：

その他：

連絡を取る場合の留意事項があれば記載してください。

()

5 特定不正行為

(1) 特定不正行為の内容 ーできるだけ具体的に記載して下さいー

(2) 特定不正行為の行為者

(3) 特定不正行為があったと思慮される理由

ーできるだけ具体的に記載して下さいー

窓口記入欄 ー告発者の方は何も記載しないで下さいー

--

異議申立日 平成 年 月 日

異議申立書

茨城県霞ヶ浦環境科学センター長 殿

所属

連絡先

氏名

印

茨城県霞ヶ浦環境科学センターにおける研究上の不正行為の防止等に関する規程第15条第2項の規定に基づき、平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで通知のありました調査委員会委員長又は委員の任命又は委嘱について下記のとおり異議を申立てます。

1 異議申立てに係る委員長又は委員名

2 異議申立ての理由

別紙様式第3

不服申立日 平成 年 月 日

不服申立書

茨城県霞ヶ浦環境科学センター長 殿

所属

連絡先

氏名

印

茨城県霞ヶ浦環境科学センターにおける研究上の不正行為の防止等に関する規程第17条第1項の規定に基づき、平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで通知のありました調査結果について下記のとおり不服を申立てます。

1 不服申立てに係る箇所

2 不服の理由